

平成27年9月／28年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式Ⅱ）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の3、5、8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

商 法

〔問 題〕

【事例】

甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、取締役会および監査役を設置する、公開会社ではない会社である。甲社の代表取締役は Y であり、ほかに取締役として A, B がいる。監査役は C である。

Y は、自宅の新築資金として5000万円を甲社から借り入れた（以下、「本件貸付け」という。）。

【設問】

以下の各問いについて答えなさい（各問いは互いに独立のものとして解答しなさい）。

問1 本件貸付けの内容は著しく Y に有利であり、A および B が反対することは明らかであったため、Y は甲社の取締役会にはからずに甲社を代表して本件貸付けを行ったとする。本件貸付けの効力を論じたうえで、会社法上、Y は甲社に対していかなる法的責任を負うかについて検討しなさい。

問2 本件貸付けの内容は適正であり、本件貸付けについて会社法上必要な手続はすべて履践されたとする。しかし、Y は履行期を過ぎても甲社に貸付金を弁済しなかった。甲社の株主 X は、その事実を知り、Y の公私混同であるとして、Y に対して、甲社に貸付金を弁済するよう求めたいと考えている。X は Y に対して、いかなる法的措置をとることができるかについて検討しなさい。

民事訴訟法

〔問 題〕

【事例】

Xは、Yが運転する自転車に追突されて路上に転倒し、それによって胸骨と腰骨を骨折するなどしたために、約3週間の入院治療を受けることとなった。そこで、Yを被告として不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを提起した。Xは、この訴訟において、入院治療費100万円と慰謝料200万円の合計300万円を請求した。

【設問】

以下の各問について論じなさい。なお、問1と問2は相互に関連しない。

問1 裁判所は、Xが被った損失は、入院治療費150万円、慰謝料100万円であると認定し、Yに250万円の支払いを命ずる判決をした。この判決に、訴訟法上の問題はるか。

問2 裁判所は、Xの請求をすべて認め、Yに300万円の支払いを命ずる判決をした。Xは、この第1審判決に対し、入院治療費をさらに150万円追加するために控訴することができるか。

刑事訴訟法

〔問題〕

次の【事例】を読んで、後の【設問】に答えなさい

【事例】

1 司法警察員 K らは、被害者 V からいわゆる特殊詐欺の被害申告を受け、捜査を開始した。V は、息子を名乗る人物から「取引先から預かった小切手を紛失して穴埋めのために急に現金が必要になった」と窮状を訴える電話を受けたので、慌てて銀行で現金を引き出し、指定された宛先に特定封筒郵便物（レターパックライト）として現金を送ったところ^{*1}、後になってこの電話は虚偽であったとわかった、と供述している。

2 そこで K らは、犯人が現金の送付先として指定した宛先について調べたところ、それは東京都港区内の A ビルの 3 階に入居する私設私書箱業者 B の開設する私書箱であり、B 社従業員 C の供述により、この私書箱にはレターパックライトしか届かないこと、この私書箱に届いた郵便物を数日に一度受け取りに来る人物がいることなどがわかったことから、K は、部下の L らをして、A ビル周辺に張り込ませ、現金を受け取りに来た人物を尾行させ、犯人グループの拠点を探り当てようと考えた。

3 ① L らは、張り込み 4 日目によく現れた犯人グループの一味と思しき人物 X が普通乗用自動車に乗って東京都内の公道を数時間にわたって移動する間、追跡を続けた。ところが、X は同じ場所を何度も繰り返し走行したり、突如住宅地の細い路地に入り込んだり、路肩に数十分も停車したりするなどし、L らは、結局、X の運転する上記自動車を途中で見失ってしまった。張り込み 7 日目に現れた Y についても数時間にわたる尾行を試みたが、同様の結果に終わった。無理に尾行を続けると犯人グループに感付かれて捜査が失敗に終わるおそれがあると考えた K は、B 社に郵便物を受領しに来る人物がいつも同じ普通乗用自動車に乗ってくることに着目し、この自動車に GPS 装置を取り付け、尾行に感付かれそうになったときは深追いせずに、同装置による監視に切り替えるという方針を立てた。

4 この GPS 装置は民間警備会社 D が契約により一般人に対して提供しているものであり、大きさは手のひら大で、重さは数百グラムである。契約者は、D 社の専用ウェブサイトインターネットを経由してアクセスし、同社から付与された顧客識別番号とパスワードを入力すると、位置情報検索画面が現れ、この画面で検索を実行すると、位置情報が地図上に示される。ただし、位置情報を連続して把握することはできず、必要な時にその都度、検索を実行する必要がある。また、その精度は十数メートルから 300 メートルと幅があり、検索実行から応答までにはおおむね 10 秒から 30 秒程度の時間がかかる。この装置は電池で作動し、電源の持続期間はおおむね 10 日間である。K は捜査目的であることを秘して自己の名義で D 社と契約し、この装置を入手した^{*2}。

5 L らは、A ビル付近の張り込みを続行したところ、張り込み 10 日目に郵便物の受領のために Z が前記普通乗用自動車に乗って現れ、A ビルの前の公道に駐車して A ビル内に入っていった。そこで ② L はその隙をついて、この自動車の底部にマグネットを用いて GPS 装置を取り付けた。L らは無理のない範囲で尾行を継続しつつ、GPS 装置による同自動車の位置検索も行い、7 日間にわたって合計約 100 回、位置情報を取得した。それらの位置情報の約 8 割は同自動車公道に所在することを示しており、残る 2 割は同自

動車がホテルやマンションの駐車場に所在することを示していた。

K らはその後所要の捜査を遂げ、X らを V に対する詐欺の被疑事実により逮捕した。

【設問】

下線部① および下線部② の L らの捜査行為の適法性について論じなさい。

* 1 郵便法上、レターパックライトにより現金を差し出すことは禁じられているが、解答に当たっては無視してよい。

* 2 K による契約の当否やその条項は無視してよい。

